

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	2021年9月15日提出
【発行者名】	株式会社G C I アセット・マネジメント
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 末永 孝彦
【本店の所在の場所】	東京都千代田区西神田三丁目8番1号 (2021年9月21日（予定）以降：東京都千代田区大手町二丁目6番 4号)
【事務連絡者氏名】	柴山 雅彦
【電話番号】	03－3556－5540
【届出の対象とした募集（売出） 内国投資信託受益証券に係る ファンドの名称】	GCIオルタナティブバスケット・ファンドV10（ラップ専用）
【届出の対象とした募集（売出） 内国投資信託受益証券の金額】	1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

GCIオルタナティブバスケット・ファンドV10（ラップ専用）

（以下「当ファンド」といいます。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

①追加型証券投資信託（契約型）の振替内国投資信託受益権（以下「受益権」といいます。）です。

②株式会社GCIアセット・マネジメント（以下「委託会社」または「委託者」ということがあります。）の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

③当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、下記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌々営業日の基準価額（※）とします。

基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞（朝刊）に掲載されます（略称：バスケV10）。

<照会先>

株式会社GCIアセット・マネジメント

電話：03（3556）5040（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページアドレス：<https://www.gci.jp>

※「基準価額」は、純資産総額（信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額）を、計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されます。基準価額は、組入れる有価証券の値動きなどにより日々変動します。

（５）【申込手数料】

申込手数料はかかりません。

（６）【申込単位】

申込単位（購入単位）は販売会社が定める単位とします。詳細につきましては販売会社にお問い合わせください。

※販売会社の詳細につきましては、下記「（８）申込取扱場所」の照会先までお問い合わせください。

（７）【申込期間】

2021年9月16日から2022年3月15日まで

※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

販売会社において取得申込み（購入申込）を取扱います。

販売会社につきましては、下記の照会先にお問い合わせください。

<照会先>

株式会社GCIアセット・マネジメント

電話：03（3556）5040（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページアドレス：<https://www.gci.jp>

(9) 【払込期日】

取得申込者は、販売会社が定める期日までに、取得申込代金（購入代金）を販売会社にお支払いください。各取得申込受付日に係る発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社により、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

取得申込代金（購入代金）は、お申込みの販売会社にお支払いください。

(11) 【振替機関に関する事項】

当ファンドの受益権に係る振替機関は下記のとおりです。
株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

①振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとしします。

当ファンドの分配金、償還金および一部解約金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

②お申込みの方法について

受益権の取得申込に際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。取得申込みの取扱い、営業日の午後3時までとさせていただきます。なお、当該申込時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとなります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

③お申込みコースについて

分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取るコース（以下「一般コース」といいます。）と、分配金が税引後無手数料で再投資されるコース（以下「自動けいぞく投資コース」といいます。）の2つの申込方法があります。

お申込みの際に、「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、どちらかのコースをお申出ください。販売会社や申込形態によっては、どちらか一方のコースのみのお取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

④申込受付不可日について

収益分配金を再投資する場合を除き、申込日当日が下記の場合には、申込みを受け付けないものとします。

・シンガポールの銀行休業日の前営業日

⑤取得申込みの受付の中止等について

収益分配金を再投資する場合を除き、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるとき等は、取得申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得申込みの受付を取り消すことがあります。

⑥当ファンドのお申込みについて

購入申込みにあたっては、販売会社によってラップ口座の開設が必要な場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

当ファンドは、中長期的な信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して積極的な運用を行います。

②ファンドの基本的性格

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく商品分類および属性区分は以下のとおりです。なお、商品分類表および属性区分表の網掛け部分は、当ファンドが該当する商品分類および属性区分を示します。

■商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	補足分類
単位型	国内	株式 債券	インデックス型
	海外	不動産投信 その他資産（ ）	
追加型			特殊型
	内外	資産複合	（絶対収益追求型）

- ・追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
- ・内外…目論見書または信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- ・資産複合…目論見書または信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- ・特殊型（絶対収益追求型）…目論見書または信託約款において、投資者（受益者）に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

■属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	特殊型
株式	年1回	グローバル	ファミリー		ブル・ベア型
一般	年2回	（日本を含む）	ファンド		
大型株	年4回	日本		あり	
中小型株	年6回	北米		（フルヘッジ）	条件付運用型
債券	（隔月）	欧州			
一般	年12回	アジア			
公債	（毎月）	オセアニア			
社債	日々	中南米			絶対収益追求型
その他債券	その他	アフリカ			
クレジット	（ ）	中近東	ファンド・		
属性（ ）		（中東）	オブ・		
不動産投信		エマージング	ファンズ	なし	

その他資産 （投資信託証券 （資産複合（株 式、債券およびデ リバティブ）資産 配分変更型）） 資産複合（ ） 資産配分固定型 資産配分変更型					その他 （ ）
---	--	--	--	--	------------

（注）属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

- ・その他資産（投資信託証券（資産複合（株式、債券およびデリバティブ）資産配分変更型））…目論見書または信託約款において、投資信託証券への投資を通じて、実質的に組入れている資産を投資収益の主たる源泉とし、その組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものをいいます。
- ・年1回…目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
- ・グローバル（日本を含む）…目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産（日本を含む）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- ・ファミリーファンド…目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。
- ・為替ヘッジあり…目論見書または信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
- ・絶対収益追求型…目論見書または信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追及を目指す旨の記載があるものをいいます。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。当ファンドが該当する商品分類および属性区分以外の内容につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

③信託金限度額

信託金の限度額は、500億円です。

ただし、委託会社は、受託会社と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

④ファンドの特色

ファンドの目的

中長期的な信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して積極的な運用を行います。

ファンドの特色

1 「GCIオルタナティブバスケット・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます)」を通じて、GCIアセット・マネジメントのオルタナティブ戦略(指定投資信託証券)に投資することにより、絶対収益の追求を目指します。

オルタナティブ戦略とは

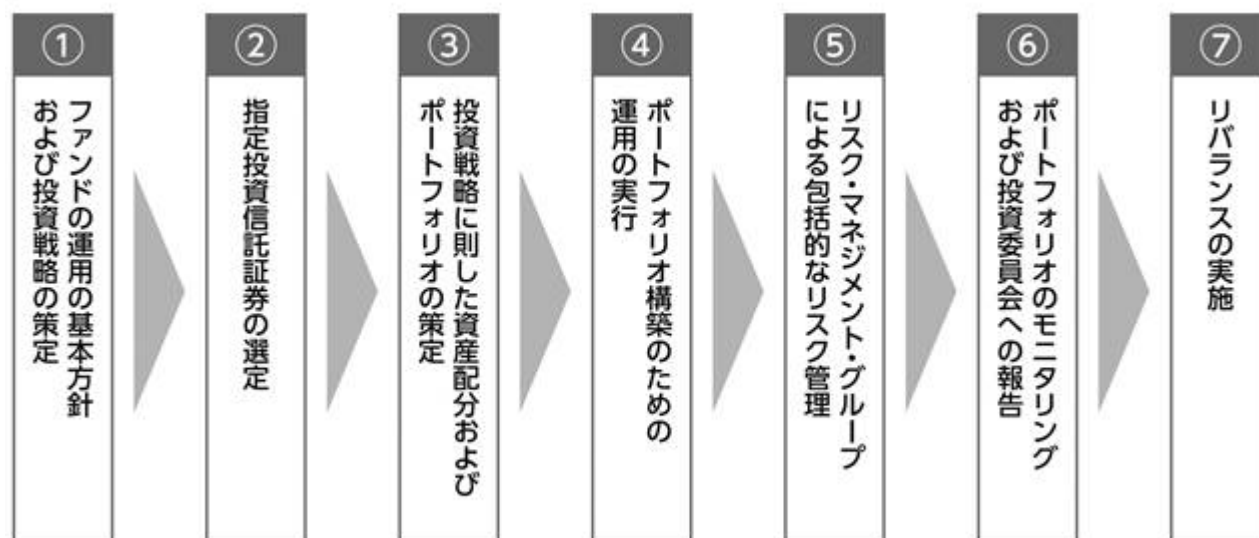
オルタナティブは英語で「代替」という意味です。株式や債券などの伝統的投資に対して、それ以外の新しい投資スタイルを総称することからオルタナティブ投資と呼ばれています。具体的には、ヘッジファンドやプライベートエクイティ、実物資産、REITなどが挙げられます。

絶対収益追求とは

特定の市場の動向に左右されにくい収益の追求を目指すことをいいます。必ず、収益を得られることを意味するものではありません。

2 投資信託証券への投資にあたっては、別に定める投資信託証券の中から、定性評価、定量評価、その他流動性等を勘案して複数の投資信託証券を選定し、想定リスクを勘案してポートフォリオ構築を行うことを基本とします。

<運用プロセス>



※上記プロセスは2021年6月末現在のものであり、今後、変更する場合があります。

3 実質的な外貨建資産については、市場環境の変化等を勘案し、必要に応じて為替ヘッジを行うことができます。

4 原則、毎年6月15日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、以下の配分方針に基づき、分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)などの全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配を行わないこともあります。
- 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に則した運用を行います。

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----

決 算

※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

<主な投資制限>

- ① マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- ② 同一銘柄の投資信託証券への実質投資割合には、制限を設けません。
- ③ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ④ デリバティブ取引の直接利用は行いません。

資金動向や市況動向などによっては、上記のような運用ができない場合があります。

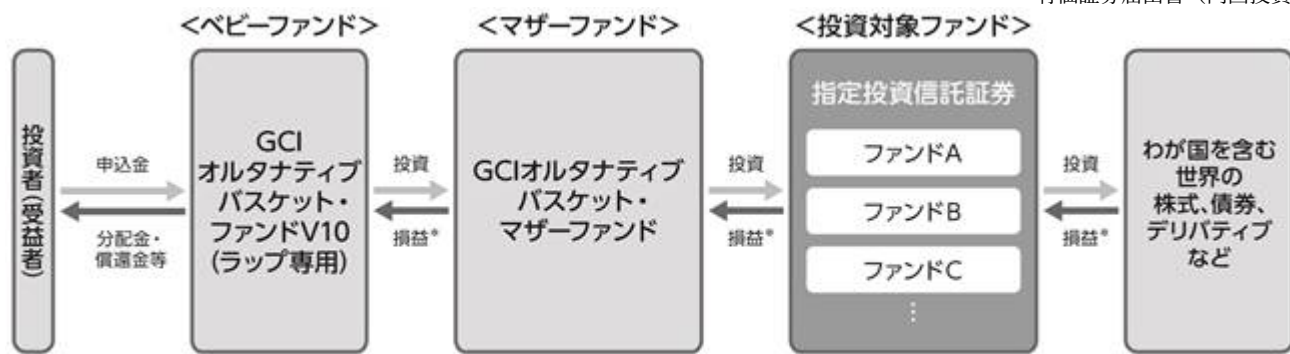
(2) 【ファンドの沿革】

2018年9月20日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み

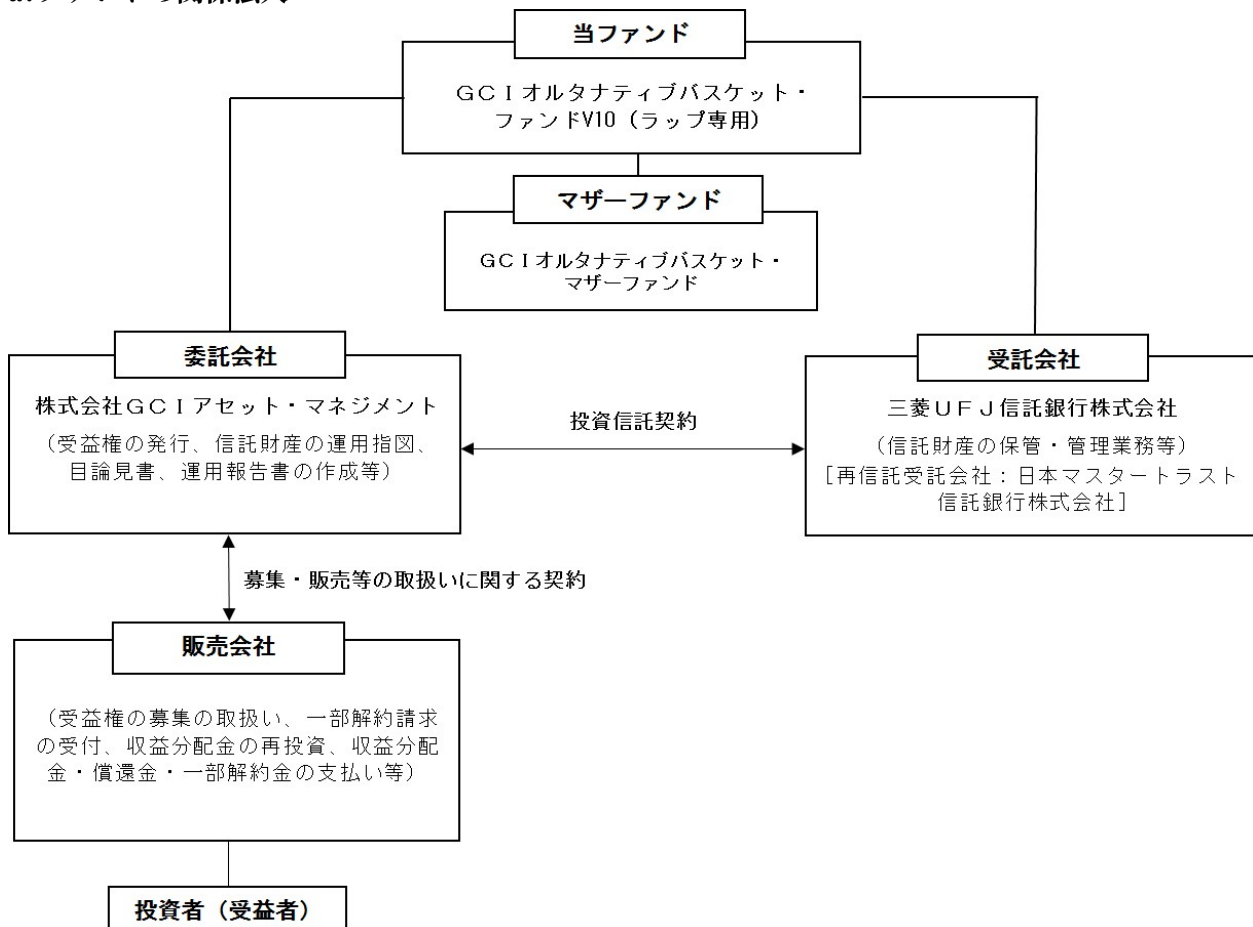
- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。
「ファミリーファンド方式」とは、投資者の皆さまからお預かりした資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドの受益証券に投資をして、実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。
- GCIオルタナティブバスケット・マザーファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。
「ファンド・オブ・ファンズ方式」とは、他の投資信託に投資することにより運用を行う方式です。GCIオルタナティブバスケット・マザーファンドでは指定投資信託証券として後掲の各投資信託を主要投資対象とします。



*損益はすべて投資者である受益者に帰属します。

② ファンドの関係法人

a. ファンドの関係法人



b. 契約の概要等

イ. 投資信託契約

投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）の規定に基づいて作成され、あらかじめ監督官庁に届出られた信託約款に基づき、委託会社と受託会社の間で締結されるものです。主に、当ファンドの運用の基本方針、受益権に関する事項、委託会社と受託会社の業務に関する事項、信託の元本および収益の管理ならびに運用指図に関する事項等について規定しています。

ロ. 投資信託受益権の募集・販売等の取扱いに関する契約

委託会社が販売会社に委託する業務の内容（受益権の募集の取扱い、一部解約請求の受付、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等）等について規定しています。

③ 委託会社等の概況（2021年6月末現在）

a. 資本金の額

1億円

b. 沿革

2000年 4月13日 株式会社グローバル・サイバー・インベストメントとして設立
 2000年 8月31日 投資顧問業登録
 2002年 3月29日 投資一任業務に係る認可を取得
 2003年 6月 1日 株式会社GCIアセット・マネジメントに商号を変更
 2007年 9月30日 金融商品取引業（投資運用業）登録
 2013年11月19日 業務方法書を変更し投資信託委託業務を開始
 2013年12月19日 一般社団法人投資信託協会加入

c. 大株主の状況

名称	住所	所有株式数 (株)	所有比率 (%)
株式会社GCIキャピタル	東京都千代田区西神田三丁目8番1号	30,772株	66.65%
一般社団法人京都ラボ	京都市左京区岡崎東福ノ川町29番地	15,400株	33.35%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

①投資方針

当ファンドは、中長期的な信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して積極的な運用を行います。

②運用方法

a. 投資対象

主として、「GCIオルタナティブバスケット・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券に投資します。

b. 投資態度

- イ. マザーファンドの受益証券への投資を通じて、株式会社GCIアセット・マネジメントが運用に関与するオルタナティブ戦略の投資信託証券に投資することにより、長期的な信託財産の成長を目指します。
- ロ. マザーファンドの受益証券を通じて投資する、投資信託証券への投資にあたっては、定性評価、定量評価、その他流動性等を勘案して複数の投資信託証券を選定し、想定リスクを勘案してポートフォリオ構築を行うことを基本とします。
- ハ. 原則として、投資信託証券の実質投資比率は高位に保ちます。
- ニ. 実質的な外貨建資産については、市場環境の変化等を勘案し、必要に応じて為替ヘッジを行うことができます。
- ホ. 資金動向や市況動向等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

①当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- a. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
 - ハ. 金銭債権（イおよびロに掲げるものに該当するものを除きます。）

b. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

②委託会社は、信託金を、主として、株式会社GCIアセット・マネジメントを委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である「GCIオルタナティブバスケット・マザーファンド」の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- a. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- b. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、a.の証券または証書の性質を有するもの

- c. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
- d. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- e. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- f. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、c.の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は債券買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができます。

- ③委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 - a. 預金
 - b. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - c. コール・ローン
 - d. 手形割引市場において売買される手形

（参考）「GCIオルタナティブバスケット・マザーファンド」の概要

1. 基本方針

この投資信託は、中長期的な信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して積極的な運用を行います。

2. 運用方法

（1）投資対象

日次の流動性をもち、かつ株式会社GCIアセット・マネジメントが運用に関与するオルタナティブ戦略の投資信託証券に投資します。

（2）投資態度

- ① 株式会社GCIアセット・マネジメントが運用に関与するオルタナティブ戦略の投資信託証券に投資することにより、長期的な信託財産の成長を目指します。
- ② 投資信託証券への投資にあたっては、別に定める投資信託証券の中から、定性評価、定量評価、その他流動性等を勘案して複数の投資信託証券を選定し、想定リスクを勘案してポートフォリオ構築を行うことを基本とします。
- ③ 原則として、投資信託証券の投資比率は高位に保ちます。
- ④ 実質的な外貨建資産については、市場環境の変化等を勘案し、必要に応じて為替ヘッジを行うことができます。
- ⑤ 資金動向や市況動向等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。

3. 投資制限

- （1）同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- （2）外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- （3）デリバティブ取引の利用は行いません。
- （4）投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

- (5) 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

投資対象ファンド(投資信託証券)の概要は以下のとおりです。(2021年6月末現在)

※GCIディパーシファイダルファファンド クラスMは2021年9月16日現在です。

※必ずしもすべての資産クラスおよび投資対象ファンドに投資するとは限りません。

※将来の市況の変化などによっては、新たな投資対象ファンドが追加となる場合があります。

資産クラス	オルタナティブ
投資対象ファンドの名称	GCIシステムティック・マクロファンド Vol10 クラスM
ファンド形態	外国籍投資信託(円建て)
主な投資対象	世界各国の株価指数先物・債券先物・金利先物・通貨先物、為替
運用の基本方針等	独自に開発した動的ポートフォリオモデルに基づき、世界の金融市場への分散投資を通じて市場に現れる中長期のトレンドを収益の源泉として絶対収益の獲得を目指します。
ベンチマーク	ありません。
運用報酬等	ありません。
委託会社(運用会社)の名称	GCI Asset Management, HK Limited

資産クラス	オルタナティブ
投資対象ファンドの名称	GCI株式ロング&ショートトレーディングファンド クラスF (適格機関投資家専用)
ファンド形態	追加型証券投資信託
主な投資対象	GCI株式ロング&ショートトレーディングマザーファンドの受益証券
運用の基本方針等	主として、マザーファンドの受益証券への投資を通じて、独自に開発した短期アルゴリズム取引を組み合わせた短期トレーディングによるロング・ショート運用を行い、中長期的な信託財産の成長と安定した収益の確保を目標に積極的な運用を行うことを基本とします。
ベンチマーク	ありません。
信託報酬等	年率0.0385% (税抜0.035%)
委託会社(運用会社)の名称	株式会社GCIアセット・マネジメント

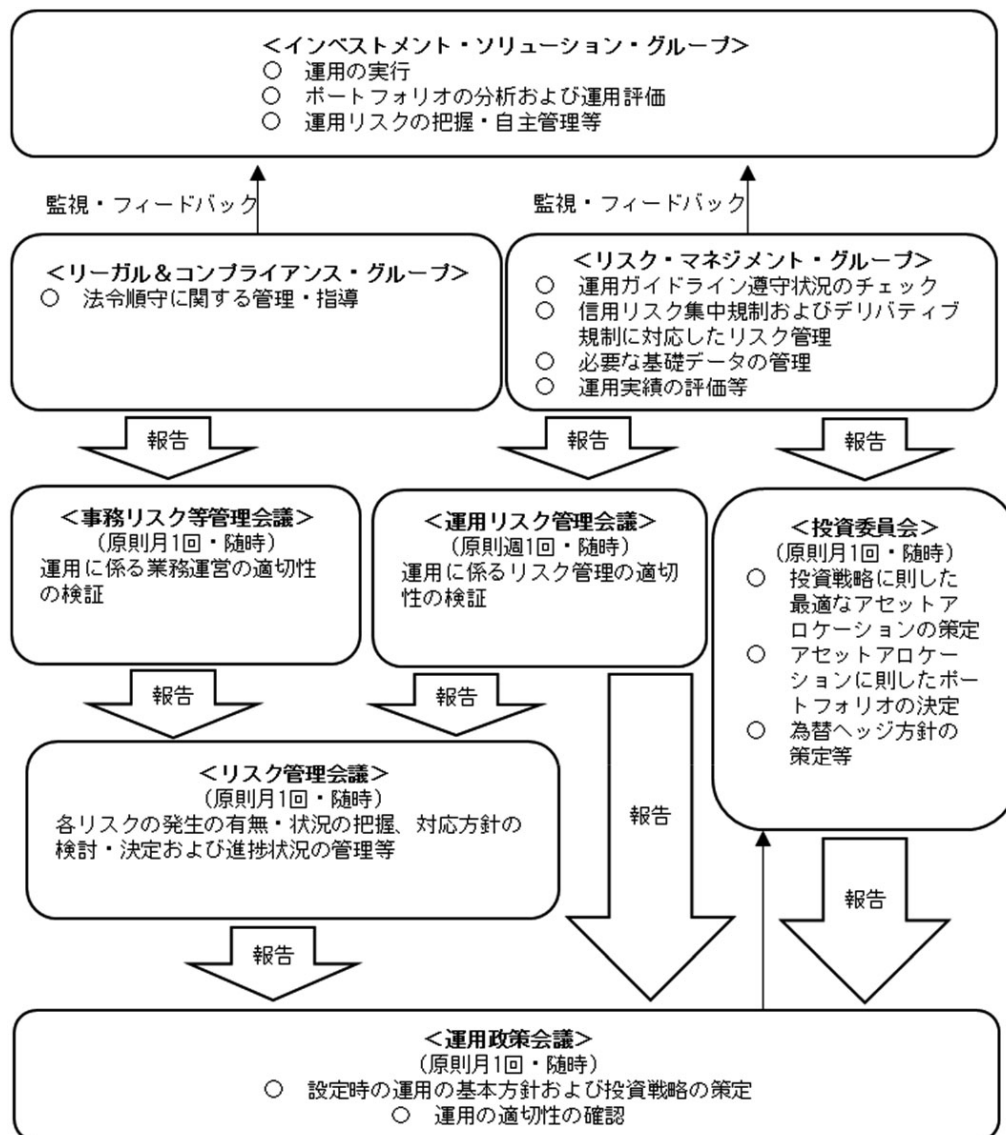
資産クラス	オルタナティブ
投資対象ファンドの名称	GCIディパーシファイダルファファンド クラスM
ファンド形態	外国籍投資信託(円建て)
主な投資対象	世界各国の株価指数先物・債券先物・金利先物・通貨先物、為替等
運用の基本方針等	機械学習等の金融技術を駆使し、モデルベースのシステムティックな複数のアプローチを組み合わせた戦略で、流動性の高い上場先物等への投資を通じて、投資対象や地域のみならず、複数のモデルの運用に分散投資を行うことにより、絶対収益の獲得を目指します。
ベンチマーク	ありません。
運用報酬等	ありません。
委託会社(運用会社)の名称	株式会社GCIアセット・マネジメント

資産クラス	国内債券
投資対象ファンドの名称	GCI マネープールファンド(適格機関投資家専用)
ファンド形態	追加型証券投資信託
主な投資対象	GCIマネープールマザーファンドの受益証券
運用の基本方針等	主として、マザーファンドの受益証券への投資を通じて、わが国の短期公社債等を投資対象とし、安定した収益の確保を目指して運用を行います。なお、コール・ローン等で運用する場合があります。
ベンチマーク	ありません。
信託報酬等	年率0.0231% (税抜0.021%)
委託会社(運用会社)の名称	株式会社GCIアセット・マネジメント

(3) 【運用体制】

①委託会社の運用体制

当ファンドに関する委託会社の運用体制は、以下の通りです。



a. 運用政策会議

運用政策会議は、チーフ・インベストメント・オフィサー、代表取締役CEO、代表取締役社長、リスク・マネジメント・グループ長等が出席する、原則として月次で開催される運用政策の枢要に関する意思決定を行う機関であり、設定時の運用の基本方針および投資戦略の策定ならびに運用の適切性の確認を行います。

b. 投資委員会

投資委員会は、運用責任者、チーフ・インベストメント・オフィサー等が出席する、原則として月次で開催される個別運用案件に関する協議を行う機関であり、投資戦略に則した最適なアセットアロケーションの策定、アセットアロケーションに即したポートフォリオの決定、為替ヘッジ方針の策定等を行います。

c. リスク管理会議

リスク管理会議は、リーガル&コンプライアンス・グループ長、代表取締役社長、その他各グループ長等が出席する、原則として月次で開催される会議体であり、各リスクの発生の有無・状況の把握、対応方針の検討・決定および進捗状況の管理等を行います。

d. 運用リスク管理会議

運用リスク管理会議は、リスク・マネジメント・グループ長、チーフ・インベストメント・オフィサー等が出席する、原則として週次で開催される会議体であり、運用に係るリスク管理の適切性の検証を行います。

e. 事務リスク等管理会議

事務リスク等管理会議は、アドミニストレーション・グループ長、リーガル&コンプライアンス・グループ長等が出席する、原則として月次で開催される会議体であり、運用に係る事務運営の適切性の検証を行います。

- f. インベストメント・ソリューション・グループ(6名程度)
インベストメント・ソリューション・グループは、外部マネージャーを活用した運用戦略等に関して、運用方針を設定し、投資・運用に関する実務等を行います。
- g. リスク・マネジメント・グループ(2名程度)
リスク・マネジメント・グループは、投資制限の遵守状況のチェック、信用リスク集中規制およびデリバティブ規制に対応したリスク管理等を行い、その結果を投資委員会および運用リスク管理会議へ報告します。
- h. リーガル&コンプライアンス・グループ(3名程度)
リーガル&コンプライアンス・グループは、法令遵守状況に関する管理・指導を行い、その結果を運用政策会議に報告します。

②運用体制に関する社内規則

委託会社は、運用に関する社内規程およびリスク管理に関する規程等に基づき、適切な管理を行うとともに、内部牽制の維持を図っています。

③ファンドの関係法人に対する管理体制等

受託会社または受託会社の再委託先に対しては、日々の純資産総額の照合、月次の勘定残高の照合等を行い、当該業務の正確性を担保しています。また、受託会社の受託業務に関する内部統制の有効性・妥当性について、独立した監査人が監査を行っており、委託会社は受託会社より当該監査人による報告書を受け取り、その内容の確認を行います。

※上記運用体制は、2021年6月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

(4) 【分配方針】

年1回、毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

①分配対象収益額の範囲

経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②分配対象収益についての分配方針

委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。（ただし、委託会社の判断により分配を行わないこともあります。）

③留保益の運用方針

留保益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に則した運用を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(5) 【投資制限】

当ファンドの信託財産の運用については、以下に掲げる信託約款および法令等に定められた投資制限を遵守して行います。

①信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限

- a. マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- b. 同一銘柄の投資信託証券への実質投資割合には、制限を設けません。
- c. 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- d. デリバティブ取引の直接利用は行いません。
- e. 投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- f. 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

②信託約款上のその他の投資制限

- a. 公社債の借入れの指図範囲

- イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- ロ. 上記イ. の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
- ハ. 信託財産の一部解約等の事由により、上記ロ. の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ニ. 上記イ. の借入れに係る品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- b. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約される場合があります。
- c. 外国為替予約取引の指図
委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- d. 有価証券売却等の指図
委託会社は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求、有価証券の売却等に関して一切の指図ができます。
- e. 資金の借入れ
- イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用および運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- ロ. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ハ. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までの間とし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ニ. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。
- f. 受託会社による資金の立替え
- イ. 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
- ロ. 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ハ. 上記イ. およびロ. の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議により、そのつど別にこれを定めます。
- ③その他の法令上の投資制限
- a. 同一の法人の発行する株式への投資制限（投信法第9条）
委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって取得することを受託会社に指図しません。
- b. デリバティブ取引に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図することはできません。

- c. 信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号の2）

委託会社は、信託財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図することはできません。

3【投資リスク】

（1）投資リスク

当ファンドは、値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。したがって、**投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。**

当ファンドが有する主なリスク要因は以下の通りですが、下記に限定されるものではありませんので、ご注意ください。

＜基準価額変動リスク＞

a. 株価変動リスク

株価は、発行者の業績、経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢などにより変動します。株価が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

b. 金利変動リスク

債券などの価格は、一般的に金利低下（上昇）した場合は値上がり（値下がり）します。なお、債券などが変動金利である場合、こうした金利変動による価格の変動は固定金利の場合と比べて小さくなる傾向があります。また、発行者・債務者などの財務状況の変化などおよびそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢などにより変動します。債券などの価格が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

c. 為替変動リスク

為替相場は、各国の経済状況、政治情勢などの様々な要因により変動します。投資先の通貨に対して円高となった場合には、基準価額の下落要因となります。なお、当ファンドおよび投資対象ファンド（投資信託証券）において、外貨建資産について、為替予約を活用し、為替変動リスクの低減を図る場合がありますが、完全にヘッジすることはできませんので、外貨の為替変動の影響を受ける場合があります。また、為替ヘッジを行う通貨の短期金利と円短期金利を比較して、円短期金利の方が低い場合には、当該通貨と円の金利差相当分のコストがかかることにご留意ください。

d. 信用リスク

有価証券等の発行体などが財政難、経営不振、その他の理由により、利払い、償還金、借入金などをあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、またはそれが予想される場合には、有価証券等の価格は下落し、基準価額の下落要因となる可能性があります。

e. カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化などにより市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、方針に沿った運用が困難となり、基準価額が下落することがあります。

f. 流動性リスク

時価総額が小さい、取引量が少ないなど流動性が低い市場、あるいは取引規制などの理由から流動性が低下している市場で有価証券等を売買する場合、市場の実勢と大きく乖離した水準で取引されることがあり、その結果、基準価額の下落要因となる可能性があります。

g. ヘッジファンドの運用手法に係るリスク

投資対象ファンド（投資信託証券）においては、直接もしくは実質的に現物有価証券、デリバティブや為替予約取引などの買建てや売建てによりポートフォリオを組成することがあり、買い建てている対象が下落した場合もしくは売り建てている対象が上昇した場合に損失が発生し、当ファンドの基準価額が影響を受け、投資元本を割り込むことがあります。また、投資対象ファンド（投資信託証券）の純資産総額を上回る買建て、売建てを行う場合があるため、投資対象ファンド（投資信託証券）の基準価額は現物有価証券に投資する場合と比べ大きく変動することがあり、投資元本を割り込むことがあります。また、ヘッジファンドのパフォーマンスは、通常、運用者の運用能力に大きく依存することになるため、市場の動向に関わらず、損失が発生する可能性があります。

h. 市場の閉鎖等に伴うリスク

金融商品市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより当ファンドの運用が影響を被り、基準価額の下落につながる可能性があります。

<その他の留意点>

a. ファミリーファンド方式に関わる留意点

当ファンドは、「ファミリーファンド方式」により運用を行うため、マザーファンドにおいて他のベビーファンドによる追加設定、一部解約等に伴う有価証券の売買等が行われた場合、当ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

b. 収益分配金に関する留意点

分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は、前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりの方が小さかった場合も同様です。

c. 解約申込みに関わる留意点

短期間に相当金額の解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないこと、また、先物取引、デリバティブ取引等のポジションを解消する際にも不利な価格で解消せざるを得ない場合があります。この場合、基準価額が下落する要因となります。また、解約資金を手当てするため、資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

d. 資産規模に関わる留意点

当ファンドの資産規模によっては、本書で説明するような投資が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。

e. 繰上償還に関わる留意点

委託会社は、受益権の総口数が10億口を下ることとなったとき、信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

f. クーリング・オフの非適用

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

g. 法令・税制・会計等の変更可能性に関わる留意点

法令・税制・会計等は変更される可能性があります。

h. その他の留意点

収益分配金・一部解約金・償還金の支払いはすべて販売会社を通じて行われます。それぞれの場合においてその金額が販売会社に対して支払われた後は、委託会社は受益者への支払いについての責任を負いません。

委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用について、販売会社は販売について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を有しません。

（２）リスク管理体制

運用リスクの管理については、運用部門から独立したリスク・マネジメント・グループが日々運用状況の分析およびモニタリングを行い、原則として週次で開催される運用リスク管理会議にて運用リスクの適切性を検証、評価し、リスク管理会議および運用政策会議に報告されます。また、問題が生じた場合には速やかに臨時で招集される運用政策会議に報告が行われ、その対応策が検討・決定される体制となっています。

事務リスク等の管理については、原則として月次で開催される事務リスク等管理会議において、運用に係る事務運営の適切性が検証され、リスク管理会議に報告される体制となっています。

そして、リスク管理会議において、各リスクの発生の有無・状況の把握、対応方針の検討・決定および進捗状況の管理などを行い、重要な事項はさらに運用政策会議に報告される体制となっています。

※ 上記リスク管理体制は、2021年6月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

（３）参考情報

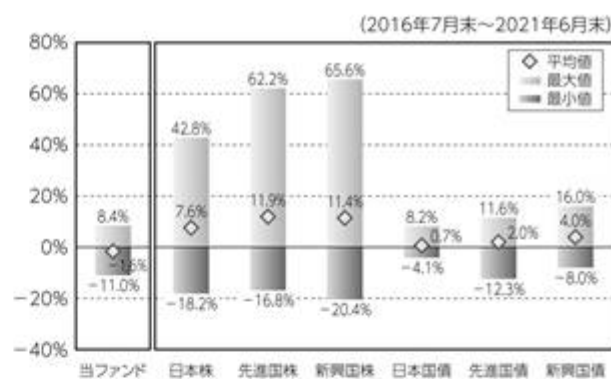
<ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移>



※当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率を記載していますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※当ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額を記載していますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

<ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較>



※当ファンドについては2019年9月～2021年6月の1年10ヵ月間、他の代表的な資産クラスについては2016年7月～2021年6月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示し、当ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。他の代表的な資産クラスすべてが当ファンドの投資対象とは限りません。

※当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率を記載していますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※当ファンドの年間騰落率は、設定後のデータのみで算出しています。従って、当ファンドの年間騰落率と他の代表的な資産クラスの年間騰落率を同じ図に表示すると、誤認につながる懸念があるため、別の図に表示しています。

<代表的な各資産クラスの指数>

日本株:Morningstar 日本株式指数

先進国株:Morningstar 先進国株式指数 (除く日本)

新興国株:Morningstar 新興国株式指数

日本国債:Morningstar 日本国債指数

先進国債:Morningstar グローバル国債指数 (除く日本)

新興国債:Morningstar 新興国ソブリン債指数

※全て税引前の利子・配当込みの指数値を使用しています。海外資産の指数については、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数値を使用しています。

<各指数の概要>

日本株:Morningstar 日本株式指数は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、日本に上場する株式で構成されています。

先進国株:Morningstar 先進国株式 (除く日本) 指数は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、日本を除く世界の先進国に上場する株式で構成されています。

新興国株:Morningstar 新興国株式指数は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、世界の新興国に上場する株式で構成されています。

日本国債:Morningstar 日本国債指数は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、日本の国債で構成されています。

先進国債:Morningstar グローバル国債 (除く日本) 指数は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、日本を除く主要先進国の政府や政府系機関により発行された債券で構成されています。

新興国債:Morningstar 新興国ソブリン債指数は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、エマージング諸国の政府や政府系機関により発行された米ドル建て債券で構成されています。

<重要事項>

当ファンドは、Morningstar, Inc.、又はイボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社を含むMorningstar, Inc.が支配する会社(これらの法人全てを総称して「Morningstarグループ」と言います)が組成、推薦、販売または宣伝するものではありません。Morningstarグループは、投資信託への一般的な投資の当否、特に当ファンドに投資することの当否、または当ファンドが投資対象とする市場の一般的な騰落率と連動するMorningstarのインデックス(以下「Morningstarインデックス」と言います)の能力について、当ファンドの受益者又は公衆に対し、明示又は黙示を問わず、いかなる表明保証も行いません。当ファンドとの関連においては、委託会社とMorningstarグループとの唯一の関係は、Morningstarのサービスマーク及びサービス名並びに特定のMorningstarインデックスの使用の許諾であり、Morningstarインデックスは、Morningstarグループが委託会社又は当ファンドとは無関係に判断、構成、算定しています。Morningstarグループは、Morningstarインデックスの判断、構成又は算定を行うにあたり、委託会社又は当ファンドの受益者のニーズを考慮する義務を負いません。Morningstarグループは、当ファンドの基準価額及び設定金額あるいは当ファンドの設定あるいは販売の時期の決定、または当ファンドの解約時の基準価額算出式の決定あるいは計算について責任を負わず、また関与しておりません。Morningstarグループは、当ファンドの運営管理、マーケティング又は売買取引に関連していかなる義務も責任も負いません。

Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータの正確性及び/又は完全性を保証せず、また、Morningstarグループは、その誤謬、脱漏、中断についていかなる責任も負いません。Morningstarグループは、委託会社、当ファンドの受益者又はユーザー、またはその他の人又は法人が、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータを使用して得る結果について、明示又は黙示を問わず、いかなる保証も行いません。Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータについて明示又は黙示の保証を行わず、また商品性あるいは特定目的又は使用への適合性に関する一切の保証を明確に否認します。

上記のいずれも制限することなく、いかなる場合でも、Morningstarグループは、特別損害、懲罰的損害、間接損害または結果損害(逸失利益を含む)について、例えこれらの損害の可能性を告知されていたとしても責任を負いません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料はかかりません。

(2)【換金(解約)手数料】

①換金(解約)手数料

ありません。

②信託財産留保額

換金（解約）申込受付日の翌々営業日の基準価額に0.1%を乗じて得た額を換金（解約）時にご負担いただきます。

信託財産留保額は、信託期間中にファンドを換金（解約）する際、換金（解約）により発生する組入資産の売却費用等を、換金（解約）を行う受益者にご負担していただくためのものです。信託財産留保額は、換金（解約）を行う受益者と保有を継続する受益者との公平性を図るためのもので、信託財産の一部としてファンド内に留保されます。

（３）【信託報酬等】

当ファンドの信託報酬の総額は、①基本報酬に②成功報酬を加算して得た額とします。

当該信託報酬は、毎日計上され、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁されます。

①基本報酬

当ファンドの基本報酬は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.364%（税抜1.24%）を乗じて得た額とします。

委託会社、販売会社および受託会社間の基本報酬の配分ならびにこれらを対価とする役務の内容は以下のとおりです。

<基本報酬の配分>

支払先	配分	役務の内容
委託会社	年率 1.32% (税抜 1.20%)	委託した資金の運用、基準価額の算出、開示資料の作成などの対価
販売会社	年率 0.011% (税抜 0.01%)	購入後の情報提供、運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、各種事務手続きなどの対価
受託会社	年率 0.033% (税抜 0.03%)	信託財産の管理、委託会社からの指図の実行などの対価

なお、上記のほかに、投資対象ファンド（投資信託証券）においても運用報酬等がかかります。

<投資対象ファンド（投資信託証券）における運用報酬等>

年率 0.00385%程度（税抜 0.0035%程度）（注）

当ファンドの基本報酬に、投資対象ファンド（投資信託証券）の運用報酬等を含めた実質的な基本報酬の概算値は以下のとおりです。

<実質的な負担>

年率 1.36785%程度（税抜 1.2435%程度）（注）

（注）上記の値はあくまで目安であり、指定投資信託証券の実際の組入れ状況等により変動する場合があります。

②成功報酬

委託会社は、基本報酬に加えて、「ハイ・ウォーター・マーク」方式を用いた成功報酬を受領します。

- a. 成功報酬は、毎営業日、当該営業日の参照基準価額の10,000口当たりの額が当該営業日における「ハイ・ウォーター・マーク」を上回った場合に、当該参照基準価額の10,000口当たりの額から当該「ハイ・ウォーター・マーク」を控除した額に100分の20の率を乗じて10,000で除し、さらに当該営業日における受益権総口数を乗じて得た額を計上し、毎営業日ごとに確定します。
- b. 上記a.において「参照基準価額」とは、当該営業日の成功報酬および当該成功報酬に係る消費税等相当額を控除する前（当該営業日が収益分配を行う計算期末の場合は、収益分配金を

控除する前)の信託財産の純資産総額を、当該営業日における受益権総口数で除した額をいいます。

- c. 上記a.において「ハイ・ウォーター・マーク」とは、信託契約締結日において10,000円とし、毎営業日において当該営業日の参照基準価額の10,000口当たりの額が当該営業日の「ハイ・ウォーター・マーク」を上回った場合、翌営業日の「ハイ・ウォーター・マーク」は、当該営業日の基準価額（当該営業日の成功報酬および当該成功報酬に係る消費税等相当額を控除し、かつ当該営業日が収益分配を行う計算期末の場合は、収益分配金を控除した後の基準価額）の10,000口当たりの額に変更されます。また、計算期末において当該営業日の参照基準価額の10,000口当たりの額が当該営業日の「ハイ・ウォーター・マーク」を上回っていない場合であっても、当該計算期末において収益分配が行われる場合、「ハイ・ウォーター・マーク」は、収益分配金の額に応じて調整されます。

(注) 基本報酬と成功報酬には消費税等相当額がかかります。

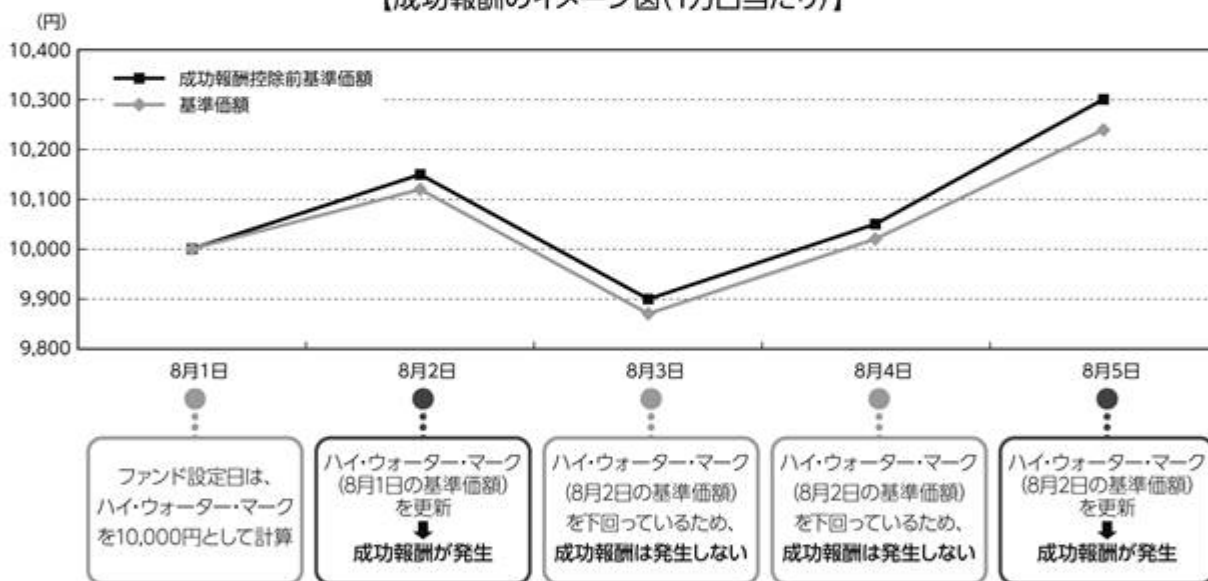
(注) マザーファンドにおいては、信託報酬はかかりません。

【補足】成功報酬に関するご説明

当ファンドでは、成功報酬をご負担いただきます。成功報酬計算方法のポイントは、以下のとおりです。

- 成功報酬は、ハイ・ウォーター・マーク方式で発生します。
 - 成功報酬は、日々計算し、日々確定します。なお、算出式は以下のとおりです。
 - (1) 当日の基準価額から基本報酬額を控除します。（基本報酬控除後の基準価額を、ここでは「参照基準価額」といいます。）
 - (2) ハイ・ウォーター・マーク^{*}よりもその参照基準価額の方が上回った場合、その上回った分に対し、22%（税抜20%）相当を成功報酬として控除されます。
- ※ハイ・ウォーター・マーク（「HWM」と表す場合があります）とは、当ファンドの「基準価額の過去最高値」を表します。
- このため、当日の成功報酬を算出する際のハイ・ウォーター・マークは、前日までの基準価額の最高値となります。
 - 成功報酬は日々確定するため、計算期間内に基準価額が下落した場合でも、確定した成功報酬をファンドに払い戻すことはありません。

【成功報酬のイメージ図(1万口当たり)】



なお、当ファンドでは、基準価額の変動および資金の流出入によって、当ファンドの投資家間の負担の程度が異なる場合があります。例えば、上記イメージ図において、8月1日に投資を開始した投資家Aは、8月2日の上昇時に成功報酬がかかるため、8月4日時点までの累積で成功報酬を差し引かれていることになります。

一方、8月3日に投資を開始した投資家Bは、8月4日の上昇時には成功報酬はかからず、8月4日時点までの累計で成功報酬を差し引かれていません。加えて、8月5日に関しては、投資家A・投資家BともにHWM（8月2日時点の基準価額）に対する超過分に対して成功報酬が計算されます。結果として、累積で見ると投資家Aについては8月1日以降の上昇分全てに対して成功報酬がかかる一方、投資家Bについては投資開始時点のHWM（8月2日時点の基準価額）を超過した分のみ成功報酬がかかることになります。

上記は、当ファンドにおける成功報酬の仕組みを投資家の皆様にご理解いただくために作成したイメージ図であり、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

(4) 【その他の手数料等】

- ①信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。
- ②信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額もしくは定額とし、信託報酬支払いの時に信託財産から支払われます。
- ③信託財産（投資している投資信託を含みます。）の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用は信託財産から支払われます。

※上記の費用・手数料は、運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

①個人の投資者に対する課税

a. 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として課税され、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。ただし、所得税については、2037年12月31日まで、基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。

適用期間	所得税	復興特別 所得税	地方税	合計
2037年12月31日まで	15%	0.315%	5%	20.315%
2038年1月1日から	15%	—	5%	20%

b. 解約金および償還金に対する課税

一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、20%（所得税15%および地方税5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。ただし、所得税については、2037年12月31日まで、基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります（上記a. の表参照）。

c. 損益通算について

一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等（特定公社債、公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および償還差益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得および利子所得との損益通算も可能となります。また、一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損および償還差損との相殺が可能となります。なお、特定口座に係る課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問い合わせください。

d. 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度（NISA）および未成年者少額投資非課税制度（ジュニアNISA）の適用対象です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA（ジュニアニーサ）」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。当ファンドの非課税口座における取扱いは販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

②法人の投資者に対する課税

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として課税され、15%（所得税15%）の税率による源泉徴収が行われます。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。ただし、所得税については、2037年12月31日まで、基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）となります。

なお、税額控除制度が適用されます。益金不算入制度の適用はありません。

適用期間	所得税	復興特別 所得税	合計
2037年12月31日まで	15%	0.315%	15.315%
2038年1月1日から	15%	—	15%

③個別元本について

- a. 投資者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該投資者の元本（個別元本）にあたります。
- b. 投資者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行うつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。
- c. 投資者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。

④収益分配金の課税について

- a. 追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（投資者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。
- b. 投資者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、また、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

※上記は2021年6月末現在のものです。税法が改正された場合などには、税率などが変更される場合があります。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

GCIオルタナティブバスケット・ファンドV10（ラップ専用）

（1）【投資状況】

（2021年6月30日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	1,294,776,462	99.18
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	10,751,831	0.82
合 計（純資産総額）		1,305,528,293	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（2）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.主要銘柄の明細

（2021年6月30日現在）

国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価単価 （円）	簿価金額 （円）	評価単価 （円）	評価金額 （円）	投資比率 （％）
日本	親投資信託 受益証券	GCIオルタナティブバスケット・ マザーファンド	1,338,685,342	0.9676	1,295,328,437	0.9672	1,294,776,462	99.18

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

ロ.種類別投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.18
合計	99.18

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（3）【運用実績】

①【純資産の推移】

年月日	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期計算期間末日（2019年6月17日）	861,168,233	861,168,233	0.9447	0.9447
第2期計算期間末日（2020年6月15日）	1,157,086,033	1,157,086,033	0.8885	0.8885
第3期計算期間末日（2021年6月15日）	1,302,498,381	1,302,498,381	0.9253	0.9253
2020年6月末日	1,166,849,089	—	0.8868	—
7月末日	1,160,755,752	—	0.8873	—
8月末日	1,221,536,207	—	0.9178	—
9月末日	1,307,294,049	—	0.9056	—
10月末日	1,312,319,764	—	0.8961	—
11月末日	1,351,995,724	—	0.9144	—
12月末日	1,393,572,839	—	0.9348	—
2021年1月末日	1,426,922,572	—	0.9451	—
2月末日	1,492,243,633	—	0.9768	—
3月末日	1,416,835,719	—	0.9264	—
4月末日	1,410,211,363	—	0.9230	—

5月末日	1,305,642,386	—	0.9287	—
6月末日	1,305,528,293	—	0.9244	—

②【分配の推移】

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	2018年9月20日～2019年6月17日	0.0000
第2期	2019年6月18日～2020年6月15日	0.0000
第3期	2020年6月16日～2021年6月15日	0.0000

③【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第1期	2018年9月20日～2019年6月17日	△5.5
第2期	2019年6月18日～2020年6月15日	△5.9
第3期	2020年6月16日～2021年6月15日	4.1

（注）各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。なお、少数点以下2桁目を四捨五入しております。

（4）【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1期	2018年9月20日～2019年6月17日	930,777,927	19,221,585	911,556,342
第2期	2019年6月18日～2020年6月15日	563,706,066	173,018,502	1,302,243,906
第3期	2020年6月16日～2021年6月15日	484,530,939	379,136,594	1,407,638,251

（注1）第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

（注2）本邦外における設定および解約はありません。

（参考）

GCIオルタナティブバスケット・マザーファンド
投資状況

（2021年6月30日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	124,732,137	9.63
	ケイマン諸島	1,143,211,228	88.30
	小計	1,267,943,365	97.93
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	26,795,494	2.07
合 計（純資産総額）		1,294,738,859	100.00

（注）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ.主要銘柄の明細

（2021年6月30日現在）

国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価単価 （円）	簿価金額 （円）	評価単価 （円）	評価金額 （円）	投資比率 （％）
ケイマン 諸島	投資信託 受益証券	GCIシステムティック・マクロファンド Vol10 クラスM	122,747.44	9,321.36	1,144,174,059	9,313.52	1,143,211,228	88.30
日本	投資信託 受益証券	GCI株式ロング&ショートトレーディング ファンド クラスF（適格機関投資家専用）	115,471,336	1.0768	124,339,534	1.0802	124,732,137	9.63

（注）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

ロ.種類別投資比率

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	97.93
合計	97.93

（注）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

<参考情報>

運用実績

設定日：2018年9月20日

作成基準日：2021年6月30日

基準価額・純資産の推移



※基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後の価額です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しております。

基準価額	9,244円	純資産総額	1,306百万円
------	--------	-------	----------

分配の推移

決算期	分配金(円)
2019年6月	0
2020年6月	0
2021年6月	0
—	—
—	—
設定来累計	0

※分配金は1万口当たり、税引前です。

主要な資産の状況

構成資産	組入比率
GCIオルタナティブバスケット・マザーファンド	99.2%
現金・その他	0.8%
合計	100.0%

※組入比率は、当ファンドの純資産総額に対する比率であり、四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。

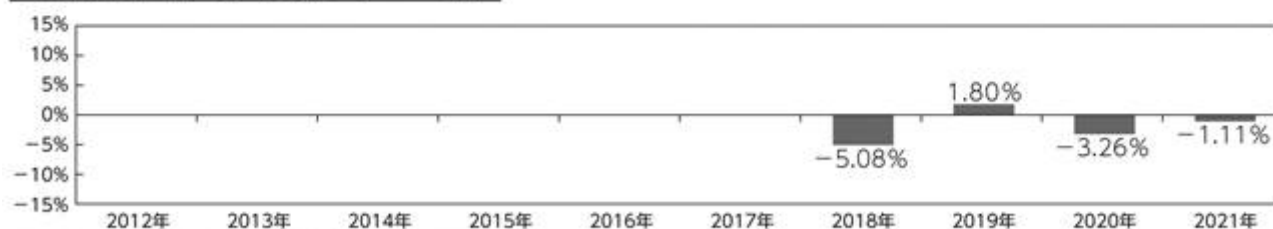
<参考>

GCIオルタナティブバスケット・マザーファンドの投資状況

構成資産	組入比率
GCIシステムティック・マクロファンド Vol 10 クラスM	88.3%
GCI株式ロング&ショートトレーディングファンドクラスF（適格機関投資家専用）	9.6%
現金・その他	2.1%
合計	100.0%

※組入比率は、マザーファンドの純資産総額に対する比率であり、四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。

年間収益率の推移（暦年ベース）



※2018年は設定日から年末までの収益率です。また、2021年は年初から作成基準日までの収益率です。

※当ファンドの年間収益率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しております。

※当ファンドには、ベンチマークはありません。

記載された運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- (1) 当ファンドの取得申込みは、販売会社において受付けます。当該販売会社につきましては、下記の照会先までお問い合わせください。

取得申込みにあたっては、販売会社によってラップ口座の開設が必要な場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

<照会先>

株式会社GCIアセット・マネジメント

電話：03（3556）5040（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページアドレス：<https://www.gci.jp>

原則として、各営業日の午後3時までに販売会社が受け付けた分を当日の申込分とします。

ただし、シンガポールの銀行休業日の前営業日と同じ日を申込受付日とする受益権の取得申込みの受付けは行いません（収益分配金の再投資に係る追加信託金のお申込みに限り、これを受け付けるものとします）。

- (2) 当ファンドには、収益分配時に分配金を受け取る「一般コース」と、分配金が税引後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」がありますので、どちらかのコースをお選びいただくことになります（ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。）。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合、取得申込者は、販売会社との間で収益分配金再投資に係る「自動けいぞく投資契約」（販売会社によっては名称が異なる場合があります。）を結んでいただきます。

- (3) 当ファンドの申込価格は、購入申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞（朝刊）に掲載されます（略称：バスケV10）。

<照会先>

株式会社GCIアセット・マネジメント

電話：03（3556）5040（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページアドレス：<https://www.gci.jp>

- (4) 当ファンドの申込手数料は、ありません。

- (5) 当ファンドの申込単位は、販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

- (6) 申込代金は、販売会社が定める期日までにお申込みの販売会社にお支払いください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

- (7) 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるとき等は、取得申込みの受付けを中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことがあります。

2【換金（解約）手続等】

- (1) 換金（解約）の申込みは、原則として、各営業日の午後3時までに販売会社が受け付けた分を当日の申込分とします。

ただし、シンガポールの銀行休業日の前営業日と同じ日には換金（解約）の申込みの受付けを行いません。

- (2) 換金（解約）の単位は、販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

- (3) 換金（解約）の価額は、換金（解約）申込受付日の翌々営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた額です。

基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞（朝刊）に掲載されます（略称：バスケV10）。

<照会先>

株式会社GCIアセット・マネジメント

電話：03（3556）5040（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページアドレス：<https://www.gci.jp>

- (4) 換金（解約）手数料は、ありません。
- (5) 信託財産留保額として、換金（解約）申込受付日の翌々営業日の基準価額に対して0.1%を乗じて得た額をご換金時にご負担いただきます。
- (6) 換金（解約）の代金は、受益者による換金（解約）申込受付日から起算して、原則として8営業日目から販売会社を通じて受益者に支払われます。
- (7) 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約には別途制限を設ける場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- (8) 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるとき等は、換金（解約）申込みの受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた換金（解約）申込みを取り消すことがあります。これにより換金（解約）申込みの受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金（解約）申込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金（解約）申込みを撤回しない場合には、当該受益権の換金（解約）価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日を換金（解約）申込受付日として、上記に準じて計算された価額とします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

①資産の評価方法

基準価額は、純資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額）を、計算日における受益権総口数で除して得た金額をいい、1万口あたりに換算した価額で表示されます。

<参考>有価証券等の評価基準および評価方法等

主な投資資産	評価方法の概要
マザーファンド受益証券	基準価額計算日の基準価額で評価します。
投資信託証券	原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客電信売買相場の仲値で円換算を行います。また、予約為替の評価については、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

②基準価額の算出および公表

基準価額（1万口あたり）は、原則として毎営業日算出されます。

基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞（朝刊）に掲載されます（略称：「バスケV10」）。

<照会先>

株式会社GCIアセット・マネジメント

電話：03（3556）5040（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページアドレス：<https://www.gci.jp>

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

原則、無期限。

ただし、信託約款の規定に基づき信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。

(4) 【計算期間】

①当ファンドの計算期間は、毎年6月16日から翌年6月15日までとします。なお、第1期計算期間は信託設定日（2018年9月20日）から2019年6月17日までとします。

②上記①にかかわらず、上記①の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下、「該当日」といいます。）が休業日の場合は、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】**①信託契約の解約（繰上償還）**

a. 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が10億口を下ることとなったとき、ファンドの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

b. 委託会社は、上記 a. の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

c. 上記 b. の書面決議において、受益者（委託会社および当該ファンドの信託財産に当該ファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本 c. において同じ。）は、受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

d. 上記 b. の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。

e. 上記 b. から d. までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、当該ファンドの信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって上記 b. から d. までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

②信託契約に関する監督官庁の命令

a. 委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、当ファンドの信託契約を解約し信託を終了させます。

b. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて当ファンドの信託約款を変更しようとするときは、後記⑥の規定にしたがいます。

③委託会社の登録取消等に伴う取扱い

a. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

b. 上記 a. の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、当ファンドは、後記⑥に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

④委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

a. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、当ファンドの信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

b. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、当ファンドの信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑤受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

a. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託者の解任を申し立てることができます。受託会社が

辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記⑥の規定にしたがい新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。

- b. 委託会社が新受託者を選任できないときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑥信託約款の変更等

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、信託約款は本⑥に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- b. 委託会社は、上記a. の事項（変更にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c. 上記b. の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本c. において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 上記b. の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- e. 書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f. 上記b. からe. までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドの信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは適用しません。
- g. 上記a. からf. までの規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一または複数の他の信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の信託との併合を行うことはできません。

⑦反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

⑧関係法人との契約の更改に関する手続き

- a. 受託会社との信託契約の有効期間は、信託約款中に定める信託終了日までです。ただし、期間の途中でも、必要のあるときは、信託契約の一部を変更することまたは信託契約の解約を行うことがあります。
- b. 販売会社との投資信託受益権の取扱いに関する契約の有効期間は、契約締結の日から1年間です。ただし、期間満了の3ヶ月前までに委託会社、販売会社いずれからも、別段の意思表示のないときは、自動的に1年間更新されます。

⑨公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.gci.jp>

ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告による公告をすることができない場合には、日本経済新聞に掲載します。

⑩運用報告書

委託会社は、毎決算時および償還時に交付運用報告書および運用報告書（全体版）を作成し、交付運用報告書を販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。

4【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

（１）収益分配金の請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を口数に応じて委託会社に請求する権利を有します。ただし、収益分配金の請求権は、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

※収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。）に支払います。

（２）償還金の請求権

受益者は、償還金を持分にに応じて委託会社に請求する権利を有します。償還金は、信託終了後1ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として、信託終了日（信託終了日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日目までとします。）から受益者に支払います。

償還金の請求権は、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

※償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてとします。）に支払います。

（３）換金（信託の一部解約の実行）請求権

換金（解約）の代金（一部解約金）は、換金（解約）申込受付日から起算して、原則として8営業日目から当該受益者に支払います。

（４）帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、当該受益者に係る信託財産に関する書類の閲覧または謄写の請求をすることができます。

第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- 2 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期（2020年6月16日から2021年6月15日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

1 【財務諸表】

GCIオルタナティブバスケット・ファンドV10（ラップ専用）

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第2期 2020年6月15日現在	第3期 2021年6月15日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	13,333,542	32,547,049
親投資信託受益証券	1,153,776,053	1,287,328,437
未収入金	4,000,000	—
流動資産合計	1,171,109,595	1,319,875,486
資産合計	1,171,109,595	1,319,875,486
負債の部		
流動負債		
未払解約金	6,033,350	7,298,186
未払受託者報酬	180,004	230,536
未払委託者報酬	7,260,174	9,298,299
未払利息	34	84
その他未払費用	550,000	550,000
流動負債合計	14,023,562	17,377,105
負債合計	14,023,562	17,377,105
純資産の部		
元本等		
元本	※1 1,302,243,906	※1 1,407,638,251
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	※2 △145,157,873	※2 △105,139,870
（分配準備積立金）	—	—
元本等合計	1,157,086,033	1,302,498,381
純資産合計	1,157,086,033	1,302,498,381
負債純資産合計	1,171,109,595	1,319,875,486

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第 2 期 自 2019年 6 月18日 至 2020年 6 月15日	第 3 期 自 2020年 6 月16日 至 2021年 6 月15日
営業収益		
有価証券売買等損益	△58,549,643	67,952,384
営業収益合計	△58,549,643	67,952,384
営業費用		
支払利息	8,502	10,272
受託者報酬	337,940	438,300
委託者報酬	17,498,231	17,678,335
その他費用	1,039,362	1,100,000
営業費用合計	18,884,035	19,226,907
営業利益又は営業損失（△）	△77,433,678	48,725,477
経常利益又は経常損失（△）	△77,433,678	48,725,477
当期純利益又は当期純損失（△）	△77,433,678	48,725,477
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△75,738	9,729,869
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△50,388,109	△145,157,873
剰余金増加額又は欠損金減少額	8,396,484	39,940,925
（当期一部解約に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額）	8,396,484	39,940,925
剰余金減少額又は欠損金増加額	25,808,308	38,918,530
（当期追加信託に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額）	25,808,308	38,918,530
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△145,157,873	△105,139,870

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
--------------------	---------------------------------------

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第3期 (2021年6月15日現在)
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	第2期 2020年6月15日現在	第3期 2021年6月15日現在
※1. 元本の推移		
期首元本額	911,556,342円	1,302,243,906円
期中追加設定元本額	563,706,066円	484,530,939円
期中一部解約元本額	173,018,502円	379,136,594円
※2. 元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	145,157,873円	105,139,870円
3. 受益権の総数	1,302,243,906口	1,407,638,251口
4. 1口当たり純資産額	0.8885円	0.9253円
1万口当たり純資産額	8,885円	9,253円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	第2期 自 2019年6月18日 至 2020年6月15日	第3期 自 2020年6月16日 至 2021年6月15日
1. 分配金の計算過程		
a. 配当等収益（経費控除後）	0円	0円
b. 有価証券売買等損益（経費控除後・繰越欠損金補填後）	0円	0円
c. 信託約款に規定される収益調整金	0円	0円
d. 信託約款に規定される分配準備積立金	0円	0円
e. 分配対象収益（a + b + c + d）	0円	0円
f. 分配対象収益（1万口当たり）	0円	0円
g. 分配金額	0円	0円
h. 分配金額（1万口当たり）	0円	0円

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

項 目	第2期 自 2019年6月18日 至 2020年6月15日	第3期 自 2020年6月16日 至 2021年6月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は有価証券に関する注記に記載しております。当該ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は信託約款に基づいております。 これらの金融商品に係る主なリスクとしては、価格変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクであります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク・マネジメント・グループが日々の市場リスクの計測とモニタリングを行い、リスク管理会議に報告します。リスク管理会議は、運用方針に応じたリスク管理の手続を策定するとともに、運用部門から独立して市場リスクや運用実績の分析・評価を行い、その結果を当社の運用業務に関する意思決定機関である運用政策会議に報告します。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

項 目	第2期 2020年6月15日現在	第3期 2021年6月15日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左

2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第2期 2020年6月15日現在	第3期 2021年6月15日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	△59,491,185	60,800,856
合計	△59,491,185	60,800,856

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

1 株式

該当事項はありません。

2 株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	銘柄	券面総額	評価額
親投資信託受益証券	GCIオルタナティブバスケット・マザーファンド	1,330,434,516	1,287,328,437
合計		1,330,434,516	1,287,328,437

（注）券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは親投資信託受益証券を主要投資対象としております。

貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券の状況は以下の通りです。

「GCIオルタナティブバスケット・マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

財務諸表

（1）貸借対照表

（単位：円）

	2020年6月15日現在	2021年6月15日現在
科目	金額	金額
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	4,310,460	18,796,394
投資信託受益証券	1,209,622,143	1,268,513,593
流動資産合計	1,213,932,603	1,287,309,987
資産合計	1,213,932,603	1,287,309,987
負債の部		
流動負債		
未払解約金	4,000,000	—
未払利息	11	48
流動負債合計	4,000,011	48
負債合計	4,000,011	48
純資産の部		
元本等		
元本 ※1	1,321,696,182	1,330,434,516
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△） ※2	△111,763,590	△43,124,577
元本等合計	1,209,932,592	1,287,309,939
純資産合計	1,209,932,592	1,287,309,939
負債純資産合計	1,213,932,603	1,287,309,987

（2）注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額、又は金融商品取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額で評価しております。
--------------------	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)

(2021年6月15日現在)
本書における開示対象ファンドの当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが本書における開示対象ファンドの当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	2020年6月15日現在	2021年6月15日現在
※ 1. 元本の推移		
期首	2019年6月18日	2020年6月16日
期首元本額	924,778,818円	1,321,696,182円
期首からの追加設定元本額	487,531,441円	295,547,457円
期首からの一部解約元本額	90,614,077円	286,809,123円
元本の内訳		
GCIオルタナティブバスケット・ファンドV10（ラップ専用）	1,260,406,438円	1,330,434,516円
GCIオルタナティブバスケット・ファンドV3（ラップ専用）	61,289,744円	—
合計	1,321,696,182円	1,330,434,516円
※ 2. 元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	111,763,590円	43,124,577円
3. 受益権の総数	1,321,696,182口	1,330,434,516口
4. 1口当たり純資産額	0.9154円	0.9676円
1万口当たり純資産額	9,154円	9,676円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項 目	自 2019年6月18日 至 2020年6月15日	自 2020年6月16日 至 2021年6月15日
-----	------------------------------	------------------------------

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は有価証券に関する注記に記載しております。当該ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は信託約款に基づいております。 これらの金融商品に係る主なリスクとしては、価格変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクであります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドに投資する証券投資信託の注記表（金融商品に関する注記）に記載しております。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

項 目	2020年6月15日現在	2021年6月15日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左

3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	当ファンドに投資する証券投資信託の注記表（金融商品に関する注記）に記載しております。	同左
------------------------	--	----

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	2020年6月15日現在	2021年6月15日現在
	当期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	△63,589,021	61,022,558
合計	△63,589,021	61,022,558

（注）当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（3）附属明細表

第1 有価証券明細表

1 株式

該当事項はありません。

2 株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	銘柄	券面総額	評価額
投資信託 受益証券	GCI株式ロング&ショートトレーディング ファンド クラスF（適格機関投資家専用）	115,471,336.00	124,339,534
	GCIシステマティック・マクロファンド Vo110 クラスM	122,747.44	1,144,174,059
合計		115,594,083.44	1,268,513,593

（注） 券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

GCIオルタナティブバスケット・ファンドV10（ラップ専用）

【純資産額計算書】

(2021年6月30日現在)

I 資産総額	1,312,856,821円
II 負債総額	7,328,528円
III 純資産総額（I－II）	1,305,528,293円
IV 発行済口数	1,412,271,941口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.9244円
（1万口当たり純資産額）	（9,244円）

(参考)

GCIオルタナティブバスケット・マザーファンド

純資産額計算書

(2021年6月30日現在)

I 資産総額	1,294,738,932円
II 負債総額	73円
III 純資産総額（I－II）	1,294,738,859円
IV 発行済口数	1,338,685,342口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.9672円
（1万口当たり純資産額）	（9,672円）

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

- (1) 受益権の名義書換え
該当事項はありません。
- (2) 受益者に対する特典
該当事項はありません。
- (3) 譲渡制限の内容
該当事項はありません。
- (4) 受益証券の不発行
当ファンドの受益権は振替受益権であり、委託会社は、やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。
- (5) 受益権の譲渡
 - ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
 - ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
 - ③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。
- (6) 受益権の譲渡の対抗要件
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。
- (7) 受益権の再分割
委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
- (8) 償還金
償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。
- (9) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

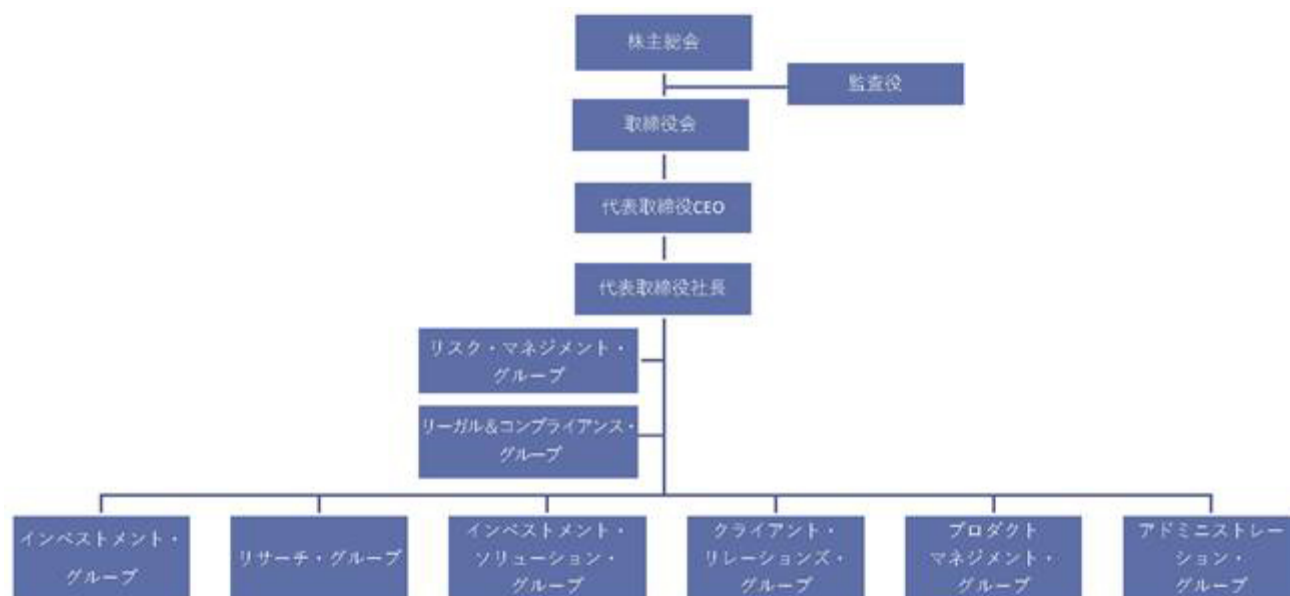
1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額（2021年6月末現在）

- ① 資本金の額：1億円
- ② 発行可能株式総数：10万株
- ③ 発行済株式総数：4万6,172株
- ④ 最近5年における資本金の額の増減：
 - 2019年12月9日 資本金 2億円に増資
 - 2019年12月9日 資本金 1億円に減資

（2）委託会社等の機構（2021年6月末現在）

- ① 委託会社の業務運営の組織体系は以下のとおりです。



当社の組織は、上記のとおり、株主総会、監査役、取締役会、代表取締役CEO、代表取締役社長、以下8の業務グループにより構成されています。

取締役会は、3名の取締役から構成されており、1名の社外監査役が出席し、会社の業務執行を決定し取締役による職務の執行を監督するため、原則として月次で開催されますが、必要に応じて随時開催されます。

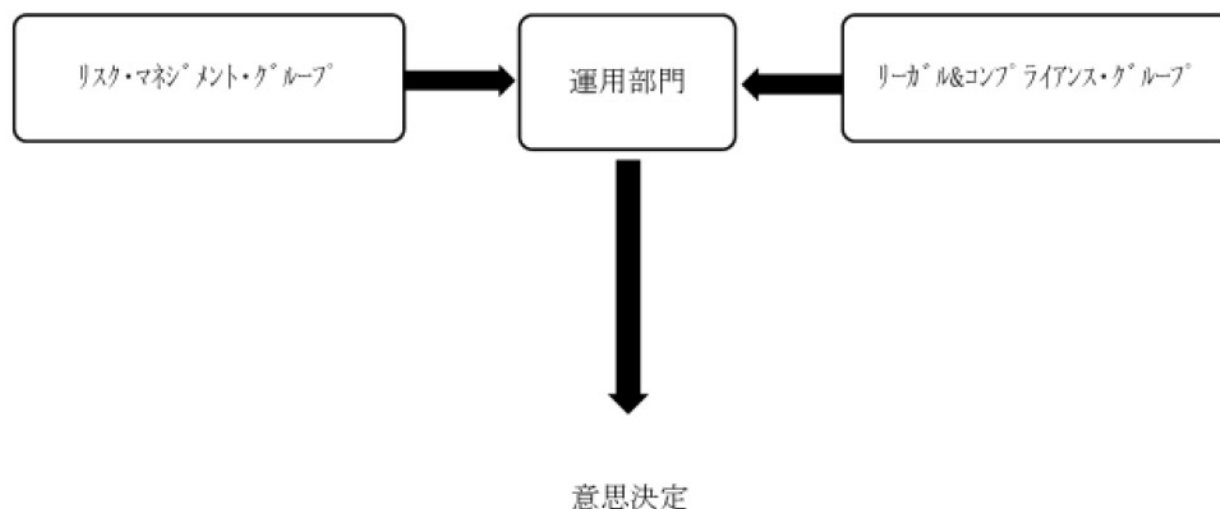
代表取締役CEOは、会社を代表して対外事項を処理するとともに、会社経営の全般を総轄し、取締役会を招集してその議長として主宰し、重要事項の決定を行います。代表取締役社長は、会社を代表して対外事項を処理するとともに、取締役会の決定に基づき業務の執行を統括します。

8グループは、自家運用に係わる投資の意思判断、助言に関する業務と各種調査に関する業務を行うインベストメント・グループ、外部運用等の投資の意思判断、助言に関する業務と各種調査に関する業務を行うインベストメント・ソリューション・グループ、投資運用の意思決定を行う定量モデルの開発、その他資産運用やリスク管理手法に関する調査・研究を行うリサーチ・グループ、運用プロダクト・スキーム等の開発・組成、各種調査に関する業務と運用企画等に関する外部パートナーとの折衝等に関する業務を行うプロダクトマネジメント・グループ、投資一任業務、投資信託業務に係る営業活動と営業企画全般、顧客対応窓口全般、顧客説明資料、運用報告資料の作成、販売会社支援、販売促進資料作成並びに広報資料作成に関する業務を行うクライアント・リレーションズ・グループ、運用リスクの分析・モニタリング、運用パフォーマンスの分析・評価を行うリスク・マネジメント・グループ、組織運営、人事労務、財務経理、運用業務管理、システム対応、情報管理、総務に関する業務を行うアドミニストレーション・グループ、契約審査等の法務、関連法令及び諸規則、ガイドライン等遵守の確保に向けた業務、投資信託受益証券の約款、法定書面作成と届出に関する業務を行うと共に、内部監査を実施するリーガル&コンプライアンス・グループにより構成されています。

② 投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定は当社の運用部門が行います。

意思決定にあたっては、リスク・マネジメント・グループによる包括的なリスク管理のレポートおよびリーガル&コンプライアンス・グループによる適時・適切な意見が反映され、リスク・マネジメントおよびコンプライアンス両側面からの牽制機能が働いております。



2【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその投資運用業務および投資助言業務を行っています。また、金融商品取引法に定める第二種金融商品取引業務を行っています。

2021年6月末現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託（親投資信託を除きます。）は次のとおりです。

種類	本数	純資産総額（円）
単位型株式投資信託	6	19,345,212,076
追加型株式投資信託	33	218,515,868,669
合計	39	237,861,080,745

3【委託会社等の経理状況】

（１）財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（2007年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

（２）監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（2020年1月1日から2020年12月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

財務諸表等

(1) 【貸借対照表】

		前事業年度 (2019年12月31日現在)		当事業年度 (2020年12月31日現在)	
区分	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
(資産の部)					
I 流動資産	※ 2				
1 現金・預金			292,563		188,295
2 前払金			27		1,376
3 前払費用			10,348		11,846
4 未収入金			41,149		347
5 未収委託者報酬			407,883		429,458
6 未収運用受託報酬			72,631		74,931
7 関係会社未収金			—		22,633
8 未収収益			—		1,649
流動資産合計				824,604	
II 固定資産	※ 1 ※ 1				
1 有形固定資産			54,500		47,830
(1) 建物附属設備		35,528		32,737	
(2) 器具備品		18,972		15,092	
2 無形固定資産			10,345		7,516
(1) ソフトウェア		10,345		7,516	
3 投資その他の資産			202,475		196,660
(1) 投資有価証券		10,167		—	
(2) 関係会社株式		140,519		140,519	
(3) 長期差入保証金		46,188		48,949	
(4) 保険積立金		3,404		4,538	
(5) 長期前払費用		2,196		2,652	
固定資産合計				267,322	
資産合計			1,091,926		982,547

		前事業年度 (2019年12月31日現在)		当事業年度 (2020年12月31日現在)	
区分	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
(負債の部)					
I 流動負債	※ 2				
1 預り金			25,940		31,419
2 未払金			54,431		66,226
3 関係会社未払金			316,513		125,816
4 未払費用			156,536		169,143
5 仮受金			3,954		5,175
6 未払法人税等			290		290
7 未払消費税等			7,376		25,043
8 賞与引当金			—		1,632
流動負債合計				565,042	
II 固定負債					
1 繰延税金負債			56		—
固定負債合計			56		—

負債合計		565,099		424,747
（純資産の部）				
I 株主資本				
1 資本金		100,000		100,000
2 資本剰余金		234,067		234,067
（1）資本準備金	125,000		125,000	
（2）その他資本剰余金	109,067		109,067	
3 利益剰余金		192,650		223,733
（1）利益準備金	127		127	
（2）その他利益剰余金	192,522		223,605	
繰越利益剰余金	192,522		223,605	
株主資本合計		526,717		557,800
II 評価・換算差額等				
1 その他有価証券評価差額金		110		—
評価・換算差額等合計		110		—
純資産合計		526,827		557,800
負債・純資産合計		1,091,926		982,547

（２）【損益計算書】

		前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)		当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
I 営業収益					
1 委託者報酬			1,042,525		1,173,493
2 運用受託報酬			708,640		296,641
3 投資助言報酬			—		1,500
4 業務受託収入	※ 1		—		64,671
営業収益合計			1,751,166		1,536,305
II 営業費用					
1 支払手数料	※ 1		1,079,716		858,594
2 広告宣伝費			16,771		10,194
3 調査費			58,606		59,143
（1）調査費		57,979		58,737	
（2）図書費		627		405	
4 委託計算費			32,996		47,227
5 営業雑経費			11,878		10,369
（1）通信費		3,358		3,607	
（2）協会費		3,617		2,842	
（3）諸会費		1,152		1,879	
（4）諸経費		3,750		2,040	
営業費用合計			1,199,970		985,529
III 一般管理費					
1 給料			699,681		614,268
（1）役員報酬		77,368		21,600	
（2）給料・手当		499,509		441,308	
（3）従業員賞与		28,469		50,000	
（4）賞与引当金繰入額		—		1,419	
（5）法定福利費		59,246		62,976	

(6) 福利厚生費		29,087		36,964	
(7) 退職金		6,000		—	
2 交際費			13,413		10,539
3 寄付金			2,000		—
4 旅費交通費			24,600		8,818
5 租税公課			1,891		808
6 不動産賃借料			55,167		59,050
7 固定資産減価償却費			11,555		11,516
8 業務委託費	※ 1		155,433		152,994
9 諸経費			12,256		11,357
一般管理費合計			976,001		869,354
営業利益又は営業損失（△）			△424,805		△318,578

		前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)		当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
IV 営業外収益					
1 受取配当金	※ 1		81,452		350,306
2 受取利息			3		2
3 雑収入			953		357
営業外収益合計			82,409		350,666
V 営業外費用					
1 支払利息	※ 1		758		42
2 為替差損			83		1,029
営業外費用合計			842		1,072
経常利益又は経常損失（△）			△343,238		31,016
VI 特別利益					
特別利益合計			—		—
VII 特別損失					
1 投資有価証券売却損			35		47
特別損失合計			35		47
税引前当期純利益			△343,273		30,968
又は税引前当期純損失（△）					
法人税、住民税及び事業税			300		290
過年度法人税等	※ 2		147,589		37
過年度法人税等還付額			△44,504		△442
当期純利益			△446,658		31,083
又は当期純損失（△）					

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度
(自2019年1月1日 至2019年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本								評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
		資本 準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計				
当期首残高	100,000	25,000	9,067	34,067	127	639,180	639,308	773,375	△309	△309	773,065
当期変動額											
新株の発行	100,000	100,000	—	100,000	—	—	—	200,000	—	—	200,000

減資	△100,000	—	100,000	100,000	—	—	—	—	—	—	—
当期純損失（△）	—	—	—	—	—	△446,658	△446,658	△446,658	—	—	△446,658
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—	—	420	420	420
当期変動額合計	—	100,000	100,000	200,000	—	△446,658	△446,658	△246,658	420	420	△246,238
当期末残高	100,000	125,000	109,067	234,067	127	192,522	192,650	526,717	110	110	526,827

当事業年度

（自2020年1月1日 至2020年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本								評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
		資本 準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計				
当期首残高	100,000	125,000	109,067	234,067	127	192,522	192,650	526,717	110	110	526,827
当期変動額											
新株の発行	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
減資	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	—	—	31,083	31,083	31,083	—	—	31,083
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—	△110	△110	△110
当期変動額合計	—	—	—	—	—	31,083	31,083	31,083	△110	△110	30,972
当期末残高	100,000	125,000	109,067	234,067	127	223,605	223,733	557,800	—	—	557,800

（重要な会計方針）

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

（1）子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法により評価しております。

（2）その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法により評価しております。

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの

移動平均法による原価法により評価しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 8～15年

器具備品 4～15年

（2）無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

債権の貸倒損失については、個別に回収可能性を検討し計上しております。なお、当事業年度は貸倒引当金を計上していません。

（2）賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当事業年度対応分を計上しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス（国際財務報告基準（IFRS）においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」）を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で未定であります。

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）が2003年に公表した国際会計基準（IAS）第1号「財務諸表の表示」（以下「IAS第1号」）第125項において開示が求められている「見積りの不確実性の発生要因」について、財務諸表利用者にとって有用性が高い情報として日本基準においても注記情報として開示を求めることを検討するよう要望が寄せられ、企業会計基準委員会において、会計上の見積りの開示に関する会計基準（以下「本会計基準」）が開発され、公表されたものです。

企業会計基準委員会の本会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、個々の注記を拡充するのではなく、原則（開示目的）を示したうえで、具体的な開示内容は企業が開示目的に照らして判断することとされ、開発にあたっては、IAS第1号第125項の定めを参考とすることとしたものです。

(2) 適用予定日

2021年12月期の年度末から適用します。

- ・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実について検討することが提言されたことを受け、企業会計基準委員会において、所要の改正を行い、会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準として公表されたものです。

なお、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実を図るに際しては、関連する会計基準等の定めが明らかな場合におけるこれまでの実務に影響を及ぼさないために、企業会計原則注解（注1-2）の定めを引き継ぐこととされております。

(2) 適用予定日

2021年12月期の年度末から適用します。

(表示方法の変更)

該当はありません。

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (2019年12月31日現在)	当事業年度 (2020年12月31日現在)
※ 1 有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備 4,884千円 器具備品 18,256千円	※ 1 有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備 7,675千円 器具備品 24,152千円
※ 2 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未収入金 40,761千円 未払費用 22,230千円	※ 2 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未収入金 一千円 未払費用 33,360千円

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
※1 各科目に含まれている関係会社に対する取引高は次の通りであります。	※1 各科目に含まれている関係会社に対する取引高は次の通りであります。
業務受託収入 一千円	業務受託収入 64,671千円
支払手数料 633,258千円	支払手数料 382,384千円
業務委託費 3,600千円	業務委託費 3,600千円
受取配当金 81,251千円	受取配当金 350,016千円
支払利息 758千円	支払利息 42千円
※2 過年度の取引に関する法人税等の追加費用計上額です。	※2 過年度の取引に関する法人税等の追加費用計上額です。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
発行済株式 普通株式	23,086株	23,086株	—	46,172株
合計	23,086株	23,086株	—	46,172株

(注) 普通株式の増加は、株主割当による新株の発行23,086株によるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
発行済株式 普通株式	46,172株	—	—	46,172株
合計	46,172株	—	—	46,172株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については安全性の高い金融商品や預金等の他、ファンド（投資信託を含む）組成等のためのシードマネー等に限定し、資金調達については原則として親会社による株式引受によっております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権たる営業収益に係る未収収益は、年金投資一任及び外国籍ファンドに係る未収運用受託報酬並びに投資信託に係る未収委託者報酬で構成され、これらは信用リスクにさらされております。外国籍ファンドに係る未収運用受託報酬及び投資信託に係る未収委託者報酬についてはリスク・マネジメント・グループにおいて運用リスクを監視することにより適切な運用を担保し、信用リスクを管理しております。また年金投資一任に係る未収運用受託報酬は、国内年金基金が債務者であることを考慮すると、信用リスクはきわめて限定的と考えており、特段のリスク管理は行っておりません。

投資有価証券は、シードマネーとしての時価のある投資信託受益証券であり、市場価格の変動リスクにさらされております。当該リスクは、投資信託の基準価額をアドミニストレーション・グループにて日次で把握し、予想を超える値動きがあった場合には部門長に報告する等の方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

前事業年度（2019年12月31日現在）

貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次の通りです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	292,563	292,563	—
(2)未収入金	41,149	41,149	—
(3)未収委託者報酬	407,883	407,883	—
(4)未収運用受託報酬	72,631	72,631	—
(5)投資有価証券	10,167	10,167	—
資産計	824,395	824,395	—
(6)未払金	54,431	54,431	—
(7)未払費用	156,536	156,536	—
(8)預り金	25,940	25,940	—
(9)未払消費税等	7,376	7,376	—
(10)未払法人税等	290	290	—
負債計	244,574	244,574	—

注1：金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1)現金・預金、(2)未収入金、(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5)投資有価証券

投資有価証券は投資信託であり、その時価については、投資信託の基準価額によっております。

(6)未払金、(7)未払費用、(8)預り金、(9)未払消費税等、(10)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2：関係会社株式（貸借対照表計上額140,519千円）は市場価格がなく、かつキャッシュフローを見積もることが困難であり、従って時価を把握することが極めて困難と認められるため、前表には含めておりません。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
(1)現金・預金	292,563	—	—	—
(2)未収入金	41,149	—	—	—
(3)未収委託者報酬	407,883	—	—	—

(4)未収運用受託報酬	72,631	—	—	—
(5)投資有価証券	—	—	—	10,167
合計	814,228	—	—	10,167

当事業年度（2020年12月31日現在）

貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次の通りです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	188,295	188,295	—
(2)未収入金	347	347	—
(3)未収委託者報酬	429,458	429,458	—
(4)未収運用受託報酬	74,931	74,931	—
(5)関係会社未収金	22,633	22,633	—
(6)未収収益	1,649	1,649	—
資産計	717,317	717,317	—
(7)未払金	66,226	66,226	—
(8)関係会社未払金	125,816	125,816	—
(9)未払費用	169,143	169,143	—
(10)預り金	31,419	31,419	—
(11)未払消費税等	25,043	25,043	—
(12)未払法人税等	290	290	—
負債計	417,938	417,938	—

注1：金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

（1）現金・預金、（2）未収入金、（3）未収委託者報酬、（4）未収運用受託報酬、（5）関係会社未収金、（6）未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（7）未払金、（8）関係会社未払金、（9）未払費用、（10）預り金、（11）未払消費税等、（12）未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2：関係会社株式（貸借対照表計上額140,519千円）は市場価格がなく、かつキャッシュフローを見積もることが困難であり、従って時価を把握することが極めて困難と認められるため、前表には含めておりません。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
(1)現金・預金	188,295	—	—	—
(2)未収入金	347	—	—	—
(3)未収委託者報酬	429,458	—	—	—
(4)未収運用受託報酬	74,931	—	—	—
(5)関係会社未収金	22,633	—	—	—
(6)未収収益	1,649	—	—	—
合計	717,317	—	—	—

（有価証券関係）

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式109,390千円、関連会社株式31,129千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式109,390千円、関連会社株式31,129千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

前事業年度（2019年12月31日現在）

区分	貸借対照表 計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
投資信託	10,167	10,000	167
小計	10,167	10,000	167
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
投資信託	—	—	—
小計	—	—	—
合計	10,167	10,000	167

当事業年度（2020年12月31日現在）

該当はありません。

3. 売却したその他有価証券

前事業年度（2019年12月31日現在）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
投資信託	964	—	35
合計	964	—	35

当事業年度（2020年12月31日現在）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
投資信託	10,952	—	47
合計	10,952	—	47

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

（単位：千円）

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
繰延税金資産		
資産除去債務	1,792	2,816
繰越欠損金	147,190	154,233
その他	779	2,998
繰延税金資産小計	149,761	160,048
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注) 2	△147,190	△154,233
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△2,571	△5,815
評価性引当額小計(注) 1	△149,761	△160,048
繰延税金資産合計	—	—

繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	56	—
繰延税金負債合計	56	—
繰延税金資産の純額	△56	—

（注） 1 評価性引当額が10,287千円増加しております。この増加の主な要因は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額の増加によるものです。

2 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度（2019年12月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金（※1）	—	—	—	—	—	147,190	147,190
評価性引当額	—	—	—	—	—	△147,190	△147,190
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

（※1）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度（2020年12月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金（※1）	—	—	—	—	—	154,233	154,233
評価性引当額	—	—	—	—	—	△154,233	△154,233
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

（※1）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
法定実効税率	—%	33.6%
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目	—%	2.8%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	—%	△360.6%
住民税均等割	—%	0.9%
外国子会社合算税制	—%	291.0%
評価性引当額の増減額	—%	33.2%
その他	—%	△1.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	—%	△0.4%

前事業年度においては税引前当期純損失が計上されているため記載しておりません。

（持分法損益等）

前事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

1. 関連会社に関する事項

（単位：千円）

関連会社に対する投資の金額	31,129
持分法を適用した場合の投資の金額	99,669
持分法を適用した場合の投資利益の金額	4,288

2. 開示対象特別目的会社に関する事項

当社は開示対象特別目的会社を有しておりません。

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

1. 関連会社に関する事項

（単位：千円）

関連会社に対する投資の金額	31,129
持分法を適用した場合の投資の金額	444,909

持分法を適用した場合の投資利益の金額 435,462

2. 開示対象特別目的会社に関する事項

当社は開示対象特別目的会社を有していません。

(セグメント情報等)

前事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

①営業収益

(単位：千円)

日本	ケイマン	その他	合計
1,185,691	538,934	26,540	1,751,166

(注) 営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益
GCI ALPHA GENERATOR	420,506

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

①営業収益

(単位：千円)

日本	ケイマン	香港	その他	合計
1,305,352	148,456	64,671	17,825	1,536,305

(注) 営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益
-------	------

マルチアセット・ストラテジーファンド クラスA（適格機関投資家専用）

249,210

(関連当事者との取引)

前事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容	議決権等の所 有（被所有） 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
親会社	株式会社 GCIキャピタル	東京都 千代田区	40,510 （千円）	自己投資、運 用リサーチ	（被所有） 直接 66.6%	役員の兼任	資金の借入(*1)	200,000	—	—
							借入の返済(*1)	200,000	—	—
							利息の支払(*1)	758	—	—
							増資の割当(*2)	133,292	—	—
その他の 関係会社	一般社団法人 京都ラボ	京都府 京都市 左京区	—	資産運用に関 する研究開発	（被所有） 直接 33.4%	役員の兼任	投資運用リサーチ等に関 する業務の委託(*3)	3,600	—	—
							増資の割当(*2)	66,707	—	—

(2) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等の所有 （被所有）割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
子会社	GCI Asset Management, HK Limited	香港	1,000 （千米ドル）	投資運用業	（所有） 直接 100%	業務委託	助言報酬(*4)	579,047	関係会社 未払金	316,513
関連 会社	Caygan Capital Pte. Ltd.	Singapore	1,250 （千シンガポ ールドル）	投資運用業	（所有） 直接 34%	業務委託	業務代行手数料 (*5)	54,211	未払費用	22,230

(3) 兄弟会社等

該当はありません。

(注) 1 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 資金の借入については、借入利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(*2) 当社が行った株主割当増資を1株につき8,663円で引き受けたものであります。

(*3) 投資運用に係るリサーチ等に関する業務の委託については、市場価格を参考に親会社との協議のうえ決定しております。

(*4) 助言報酬については、市場価格を参考に、子会社との協議のうえ決定しております。

(*5) 業務代行手数料については、市場価格を参考に関連会社との協議のうえ決定しております。

(4) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社GCIキャピタル（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

当事業年度において、重要な関連会社はCaygan Capital Pte. Ltd.であり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。

(千円)

Caygan Capital Pte. Ltd.

流動資産合計 234,030

固定資産合計 65,454

流動負債合計	6,340
固定負債合計	—
純資産合計	293,144
売上高	385,512
税引前当期純利益	13,807
当期純利益	12,613

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

1. 関連当事者との取引

（1）親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容	議決権等の所有 （被所有）割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
親会社	株式会社 GCIキャピタル	東京都 千代田区	40,510 （千円）	自己投資、運用 リサーチ	（被所有） 直接 66.6%	役員の兼任	資金の借入(*1)	50,000	—	—
							借入の返済(*1)	50,000	—	—
							利息の支払(*1)	42	—	—
その他の 関係会社	一般社団法人 京都ラボ	京都府 京都市 左京区	—	資産運用に関す る研究開発	（被所有） 直接 33.4%	役員の兼任	投資運用リサーチ等に 関する業務の委託 (*2)	3,600	—	—

（2）子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等の所有 （被所有）割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
子会社	GCI Asset Management, HK Limited	香港	1,000 （千米ドル）	投資運用業	（所有） 直接 100%	業務委託	業務受託収入 (*3)	64,671	関係会社 未収金	22,633
							助言報酬(*4)	308,009	関係会社 未払金	125,816
関連 会社	Caygan Capital Pte. Ltd.	Singapore	1,250 （千シンガポ ールドル）	投資運用業	（所有） 直接 34%	業務委託	業務代行手数料 (*5)	74,375	未払費用	33,360

（3）兄弟会社等

該当はありません。

（注）1 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 資金の借入については、借入利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(*2) 投資運用に係るリサーチ等に関する業務の委託については、市場価格を参考に親会社との協議のうえ決定しております。

(*3) 業務受託収入については、市場価格を参考に、子会社との協議のうえ決定しております。

(*4) 助言報酬については、市場価格を参考に、子会社との協議のうえ決定しております。

(*5) 業務代行手数料については、市場価格を参考に関連会社との協議のうえ決定しております。

（4）役員及び個人主要株主等

該当はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

（1）親会社情報

株式会社GCIキャピタル（非上場）

（2）重要な関連会社の要約財務諸表

当事業年度において、重要な関連会社はCaygan Capital Pte. Ltd.であり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。

	(千円)
Caygan Capital Pte. Ltd.	
流動資産合計	1,511,923
固定資産合計	66,987
流動負債合計	270,354
固定負債合計	—
純資産合計	1,308,556
売上高	2,136,946
税引前当期純利益	1,543,114
当期純利益	1,280,770

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
1株当たり純資産額 11,410円11銭 1株当たり当期純損失(△) △18,200円69銭	1株当たり純資産額 12,080円93銭 1株当たり当期純利益 673円21銭
1株当たり純資産額の算定上の基礎 貸借対照表の純資産の部の合計額 526,827千円 普通株式以外に帰属する純資産合計額 該当事項はありません。 普通株式に係る当事業年度末の純資産額 526,827千円 普通株式の当事業年度末株式数 46,172株	1株当たり純資産額の算定上の基礎 貸借対照表の純資産の部の合計額 557,800千円 普通株式以外に帰属する純資産合計額 該当事項はありません。 普通株式に係る当事業年度末の純資産額 557,800千円 普通株式の当事業年度末株式数 46,172株
1株当たり当期純損失(△)の算定上の基礎 損益計算書上の当期純損失(△) △446,658千円 普通株式以外に帰属する純損失(△) 該当事項はありません。 普通株式に係る当期純損失(△) △446,658千円 普通株式の当期中平均株式数 24,541株	1株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 31,083千円 普通株式以外に帰属する純利益 該当事項はありません。 普通株式に係る当期純利益 31,083千円 普通株式の当期中平均株式数 46,172株

(注) 当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
 なお、前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（４）（５）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記（３）（４）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

定款の変更

・2021年3月29日付で、定款の総則の「目的」に関する事項の変更を行いました。

- (2) 訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼすことが予想される事実

訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼすことが予想される事実は存在しておりません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（1）受託会社

- ① 名称：三菱UFJ信託銀行株式会社
（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
- ② 資本金の額：324,279百万円（2021年3月末現在）
- ③ 事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社
 資本金の額：10,000百万円（2021年3月末現在）
 事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

（2）販売会社

名称	資本金の額 (2021年3月末現在)	事業の内容
楽天証券株式会社	7,495百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行業務および信託業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

（1）受託会社における関係業務の概要

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。なお、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

（2）販売会社における関係業務の概要

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、一部解約請求の受付、収益分配金の再投資、収益分配金・一部解約金・償還金の支払い、口座管理機関としての業務等を行います。

3【資本関係】

委託会社と他の関係法人との間には直接の資本関係はありません。

第3【その他】

- (1) 目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」および「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を用いる場合があります。
- (2) 目論見書の表紙等に金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である旨を記載することがあります。
- (3) 目論見書の表紙等に委託会社の名称および委託会社のロゴ・マーク、ユニバーサルデザインフォントマーク、図案を使用し、また、以下の事項を記載することがあります。
 - ①目論見書の使用開始日
 - ②委託会社および受託会社の情報
 - ③「ご購入に際しては、本書の内容を十分お読みください。」との趣旨を示す記載
 - ④当ファンドに関する詳細な情報の入手方法として、委託会社のホームページアドレス、請求目論見書の入手方法および信託約款が請求目論見書に掲載されている旨
 - ⑤届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容
 - ・届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法
 - ・届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日
 - ⑥当ファンドの商品内容の重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、事前に受益者の意向を確認する旨
 - ⑦投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨
- (4) 「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」の記載内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の関連箇所に記載することがあります。
- (5) 交付目論見書に最新の運用実績を記載することがあります。
- (6) 投資信託説明書（請求目論見書）に信託約款の全文を掲載します。
- (7) 目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネット等に掲載されることがあります。

独立監査人の監査報告書

2021年3月15日

株式会社G C I アセット・マネジメント

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

伊藤 雅人

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている株式会社G C I アセット・マネジメントの2020年1月1日から2020年12月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社G C I アセット・マネジメントの2020年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年7月28日

株式会社G C I アセット・マネジメント

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているGCIオルタナティブバスケット・ファンドV10（ラップ専用）の2020年6月16日から2021年6月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、GCIオルタナティブバスケット・ファンドV10（ラップ専用）の2021年6月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、株式会社G C I アセット・マネジメント及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

株式会社G C I アセット・マネジメント及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注） 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。